平成２８年１月２５日開催

新庄市農業委員会第２０回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成２８年１月）議事録

１．開催日時　　平成２８年１月２５日（月）午後３時００分

２．開催場所　　新庄市議会議場

３．出席委員（２１名）

１番	星川　　豊	２番	髙橋　　眞
３番	髙橋　和彦	４番	樋口　彦弥
５番	髙橋　敏行	６番	海藤　芳正
７番	伊藤　忠男	８番	今田　則雄
９番	畠腹　銀蔵	１０番	佐藤　義一
１１番	小嶋　忠昭	１２番	柏倉　嘉門
１３番	佐藤　喜代志	１４番	浅沼　玲子
１５番	井上　茂雄	１６番	吉野　昭男
１７番	星川　勇吉	１８番	清水　哲夫
１９番	笹　　行也	２０番	三原　常男
２１番	齋藤　謙二		

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第８３号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第８４号　農地法第４条の規定による許可申請について
日程第　４　議案第８５号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程弟　５　議案弟８６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
日程第　６　議案第８７号　農用地利用集積計画について
日程第　７　報告第４２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　８　報告第４３号　農業者年金に関する裁定請求等の確認について

６．出席した事務局職員

局　　長	眞見　治之		主　　査	鏡　　彰広	
主　　事	鈴木　啓太		農地相談員	山田　　博	

７．総会議長

星川　豊

８．会議の概要

○議長

ただいまより、平成２７年度新庄市農業委員会第２０回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は２１名でございます。選挙による委員の出席は１６名、欠席通告者は、いません。従いまして、在任する委員の出席数が選挙による過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第６条第１項の規定により、本第２０回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第１９条第２項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
ご異議ないようですので、議事録署名委員に５番の髙橋敏行委員と１１番の小嶋忠昭委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
次に、日程第２、議案第８３号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
議案第８３号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番から八向地区３番までの１１件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。
（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
なお、農地法第３条第２項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の１番について調査報告をお願いします。

○２０番
議案第８３号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番についての調査結果についてご報告します。１９日に調査したところ、事由は詳細の通り経営移譲年金の受給のための賃借権の再設定ということで、問題ございませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の２番について調査報告をお願いします。

○２０番
新庄２番について１９日に調査いたしました。事由は詳細の通り、所有権の移転で贈与で問題ございませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の３番について調査報告をお願いします。

○２０番
　新庄３番について、１９日に調査いたしました。事由は詳細のとおり、売買による所有権の移転と言うことで問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の４番について調査報告をお願いします

○３番
　新庄地区４番につきまして、1月２０日に調査いたしました。二人はいとこ同士であり、財産分与の際に登記もれした土地であり、今回農地法施行令第６条第３項第３号により所有権を移転するものであります。よろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の５番について調査報告をお願いします

○１９番
　新庄地区５番につきまして、1 月２０日に調査いたしました。当該農地は、△△さんの隣接する農地でありまして、譲渡人である△△さんのお父さんの代に、贈与すると言うことでしたが、そのまま所有権が移転されずに現在に至り、今回の申請に至りました。問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の１番について調査報告をお願いします。

○１６番
　稲舟１番につきまして、２１日に調査した結果、△△さんの上が△△さんの田んぼでして、作業の効率を考えての売買による所有権移転ありますので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の２番について調査報告をお願いします

○１６番
　稲舟２番につきまして、1月２０日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおりで、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の３番について調査報告をお願いします

○１６番
　稲舟３番につきまして、事由は詳細のとおりで、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の１番について調査報告をお願いします

○１８番
　八向地区１番につきまして、１月２０日に調査いたしました。同一世帯で経営移譲年金受給のための使用貸借件の再設定であり、なんら問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の２番について調査報告をお願いします

○７番
　八向地区２番につきまして、１月２０日に調査いたしました。以前より、△△さんより農地の借り手を探してほしいと相談を受けておりまして、この度△△さんが借りたいと言うことで申請に至りました。賃借料も合意のうえですので、問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の３番について調査報告をお願いします

○１８番
　八向地区３番につきまして、１月２０日に調査いたしました。新規の賃借権の設定であり、なんら問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

　　＜なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第８３号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第８３号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。
次に、日程第３、議案第８４号農地法第４条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
議案第８４号農地法第４条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。
（議案書を朗読し、申請内容を説明）
以上、１件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長
はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の１番について調査報告をお願いします。

○８番
議案第８４号農地法第４条の規定による許可申請について、新庄地区１番。２０日の日に現地調査を行いました。転用事由は事務局の説明の通りであり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長
質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第８４号農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第８４号農地法第４条の規定による許可申

請については、原案のとおり可決決定されました。
　次に、日程第４、議案第８５号農地法第５条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第８５号農地法第５条の規定による許可申請について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　以上、２件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の１番について調査報告をお願いします。

○２０番
　議案第８５号農地法第５条の規定による許可申請について、新庄地区１番について、２０日に調査確認いたしました。事由は詳細のとおり、問題ありませんでしたのでよろしくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の１番について調査報告をお願いします。

○６番
　稲舟地区１番につきまして、１月１９日に調査確認をいたしました。許可を受けようとする土地は、病院と隣接している土地で、周囲の農地に影響はないと判断いたしましたので、よろしくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第８５号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第８５号農地法第５条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。
次に、日程第５、議案第８６号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
議案第８６号農地法第１８条第６項の規定による通知について、稲舟地区１番から八向地区３番までの５件につきまして、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。
（議案書を朗読し、申請内容を説明）
以上、５件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長
どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区の１番について調査報告をお願いします。

○６番
議案第８６稲舟地区１番につきまして、１月２０日に調査いたしました。賃借人の離農による解約でありまして、地権者の意向としては売買ですが、まだ決まっておりませんが引き続き探しているところです。よろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、稲舟地区の２番について調査報告をお願いします。

○６番
稲舟地区２番につきまして、１月２０日に調査いたしました。１番同様に賃借人の離農に伴う解約でありまして、ただいま新しい相手を探しているところです。よろしくお願いします。

○議長
はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の１番について調査報告をお願いします。

○７番
八向地区１番につきまして、１月２０日に調査確認いたしました。期間満了に伴う合意解約でありまして、なんら問題ありません。また、農地法第３条関連であります。

○議長
　はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の２番について調査報告をお願いします。

○７番
　八向２番につきまして、１月２０日に調査いたしました。合意解約でありまして、後任の耕作者も決まっております。なんら問題ございませんのでよろしくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。次に、八向地区の３番について調査報告をお願いします。

○１８番
　八向地区３番につきまして、１月２０日に調査確認いたしました。合意の解約と言うことでありまして、農地は△△さんが耕作すると言うことでしたので問題ございません。よろしくお願いします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第８６号農地法第１８条第６項の規定による通知について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第８６号農地法第１８条第６項の規定による通知については原案のとおり可決決定されました。
　次に、日程第６、議案第８７号農用地利用集積計画についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第８７号農用地利用集積計画について、八向地区２件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、２件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長
どうもご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の賃借権設定について、お諮りいたします。議案第８７号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第８７号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。
それでは、これより報告案件に入ります。日程第７、報告第４２号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
報告第４２号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、新庄地区１番から八向地区１番までの５件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）
以上、５件につきましてご報告申し上げます。

○議長
はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第４２号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長
質疑なしと認めます。よって、報告第４２号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。
次に、日程第８、報告第４３号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
報告第４３号農業者年金に関する裁定請求書の確認について、萩野地区１件、八向地区１件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

以上、２件につきましてご報告申し上げます。

○議長
はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第４３号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

＜なしというものあり＞

○議長
質疑なしと認めます。よって、報告第４３号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第２０回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成２８年1月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　髙橋　敏行

議事録署名委員　　小嶋　忠昭